

○野沢温泉村お試し住宅貸付実施要綱

令和3年10月11日 要綱第17号

(趣旨)

第1条 この要綱は、野沢温泉村への移住を希望又は検討している者及びその家族（以下「移住希望者」という。）に対し、本村の自然や生活環境及び地域住民等との交流体験の機会を提供し、もって本村への移住促進を図るため、お試し住宅の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「お試し住宅」とは、移住希望者に対し、本村の風土及び本村での日常生活を体験するため一時的に使用させる住宅をいう。

(名称及び位置)

第3条 お試し住宅の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
新田お試し住宅	野沢温泉村大字豊郷 4311 番地 8
新田第2お試し住宅	野沢温泉村大字豊郷 9752 番地 1

(使用できる者)

第4条 お試し住宅を使用できる者は、次に掲げる各号のすべてを満たすものでなければならない。

- (1) 現に村外に住所を有する移住希望者であること。ただし、長野県内の北信・長野・北アルプス地域に住所を有する者を除く。
- (2) 野沢温泉村空き家情報登録制度「空き家バンク」利用登録者であること。
- (3) 使用する期間中に積極的に地域住民等との交流ができること。
- (4) 旅行のために使用するのではなく、月の半数以上在宅できること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員でない及び暴力団等反社会的勢力でない者
- (6) 単身者又は、未成年者（20歳未満の者をいうが、2022年4月1日以降は18歳未満の者をいう。）のみの使用でないこと。

2 前項の規定にかかわらず、村長が特別な理由があると認めるときは、お試し住宅を使用させることができる。

(使用の申込み)

第5条 お試し住宅を使用しようとする者（以下「申込者」という。）は、野沢温泉村お試し住宅使用申込書（様式第1号）（以下「申込書」という。）を村長に提出しなければならない。

2 申込書は、使用する日の14日前まで又は申込受付期間中に提出するものとする。ただし、村長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用の承認又は不承認等)

第6条 村長は、前条の規定による申込書の提出があったときは、その内容を審査し、使用の承認又は不承認を決定し、野沢温泉村お試し住宅使用承認(不承認)書(様式第2号)により申込者に通知するものとする。また、使用の承認を決定した申込者とは、別に定める契約書により、お試し住宅の賃貸借契約を締結するものとする。

2 村長は、お試し住宅の管理上必要があると認めるときは、前項の契約書に使用に係る条件を付すことができる。

(使用期間)

第7条 お試し住宅を使用することができる期間(以下「使用期間」という。)は、原則1箇月単位で最長5箇月以内とし、前条第1項の契約書において定める。ただし、村長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

2 前条第1項の規定により村と契約を締結した者(以下「使用者」という。)は、前項の契約書において定めた使用期間を延長することはできない。ただし、村長が特に必要と認めるときは、この限りではない。

3 お試し住宅の使用は、同一の使用者(その家族を含む。)について、一の年度につき1回とする。

(賃借料)

第8条 お試し住宅の賃借料(以下「賃借料」という。)は、使用する人数にかかわらず、月額40,000円とする。ただし、村長が特に必要と認めた場合は、月の途中の入居又は退居について、日割り計算により算定することができるものとする。

2 使用者は、賃借料を指定された期日までに納付しなければならない。

3 賃借料は、お試し住宅の使用に係る電気、ガス及び上下水道料金並びにお試し住宅に備え付けてある器具、備品、じゅう器類等の使用に係る料金を含むものとし、それ以外のものは使用者が自ら用意又は負担するものとする。

4 使用者が既納した賃借料は、これを還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、村長はその全部又は一部を使用者に還付するものとする。

(1) お試し住宅が、自然災害その他の使用者の責めに帰すことができない理由により使用できなくなったとき 使用することができなかつた期間分の賃借料の全額

(2) 使用期間の短縮を村長が特に認めるとき 既納した賃借料から使用した期間分の賃借料を差し引いた額

(3) その他やむを得ない理由により村長が特に必要と認めるとき その都度村長が決定した額

(使用者の遵守義務)

第9条 使用者は、お試し住宅の使用に関し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 火災及び盗難の予防に万全を期すこと。
- (2) 留守及び就寝のときは、必ず施錠するなど施設を善良に管理すること。
- (3) 施設、設備、備付けの器具、備品、じゅう器類等を適切に取り扱うこと。
- (4) 爆発物、可燃物、銃砲刀剣類等の危険物を持ち込まないこと。
- (5) お試し住宅の鍵を紛失したときは、速やかに村長にその旨を報告すること。
- (6) 施設内外の清掃、除草、除雪等を適宜行い、住環境の整備に努めること。
- (7) 使用期間中に発生したごみは、全て適正な方法により処理すること。
- (8) お試し住宅の使用期間が満了したときは、直ちにお試し住宅の鍵を村長に返却すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、お試し住宅の使用に関し、村長が定める事項を遵守すること。

(使用の制限)

第10条 村長は、お試し住宅の使用に関し、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用を制限し、又は退去を命ずることができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設、設備等を損傷し、汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、お試し住宅の管理上支障があると認められるとき。

(行為の制限)

第11条 使用者は、お試し住宅の使用に関し、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、村長が特に認めたときは、この限りでない。

- (1) 物品の販売及びこれに類する商行為
- (2) 寄附の募集その他これに類する行為
- (3) 政治活動又は宗教活動
- (4) 動物の飼育
- (5) 宅内での喫煙
- (6) 周辺の住民に迷惑を及ぼす行為
- (7) 居住の用以外に使用する行為
- (8) 前各号に掲げるもののほか、お試し住宅の使用にふさわしくない行為

(契約の解除)

第12条 村長は、使用者が次の各号のいずれかに掲げる事項に該当した場合又はお試し住宅を継続し使用することが困難であると認めるときは、第6条の規定による当該使用者との契約を解除することができる。

- (1) 前2条の規定に違反したとき。
- (2) 使用の申込みに偽りがあったとき。
- (3) お試し住宅の管理上、村長が特に必要があると認めたとき。

(明渡し)

第13条 使用者は、お試し住宅の使用が終了したとき又は前条の規定により契約が解除されたときは、直ちにお試し住宅を明け渡さなければならない。この場合において、当該使用者は、通常の使用に伴い生じた損耗を除き、お試し住宅を原状に回復しなければならない。

2 使用者は、前項後段の規定により行う原状回復の内容及び方法について、村長の指示に従わなければならない。

3 村長は、使用者が第1項後段の規定による原状回復を履行しない場合は、当該使用者がなすべき行為を代わって行い、その要した費用を当該使用者から徴収することができる。この場合において、使用者は何ら異議を申し立てることはできない。

(立入り)

第14条 村長は、お試し住宅の防火、構造の保全その他管理上特に必要があると認めるときは、その職員をしてお試し住宅に立ち入らせることができるものとする。

2 使用者は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定による立入りを拒むことができない。

(損害賠償)

第15条 使用者は、お試し住宅の施設、設備等を損傷し、汚損し、又は滅失したときは、直ちに村長にその旨を報告し、村長の指示に従い、その損害を賠償しなければならない。

(免責事項)

第16条 お試し住宅が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、お試し住宅で発生した事故に対して、村はその賠償の責めを負わないものとする。

(権利譲渡等の禁止)

第17条 使用者は、お試し住宅の使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(補足)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。